

## 4 農業生産法人とは

農業生産法人とは、農地法第2条第3項によって規定されている法律用語です。

農地等の所有権を取得するためには、農業生産法人であることが必要です（所有権以外の権利の設定を行う場合は、農業生産法人以外でも可能です）。

農業生産法人であるためには、次の4つの要件を全て備えていなければなりません。

また、農業生産法人は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告する義務があります（農地法第6条第1項【農業生産法人の報告義務】）。

この毎年の報告をせず、または虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料が課せられます（農地法第68条）。

### (1) 法人形態要件

農業生産法人になることができるには、農地法（第2条第3項）により次の5つの組織形態に限られています。

会社法人	1. 株式会社	(株式の全部につき譲渡制限のあるものに限る) (特例有限会社を含む)
	2. 合資会社	
	3. 合名会社	
	4. 合同会社	
組合法人	5. 農事組合法人	○2号法人（主たる事業が農業経営） ※1号・2号を併せて行う農事組合法人も可

農業生産法人の法人形態は、当初、農事組合法人、有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」という。）に限られていましたが、平成12年11月の農地法改正により「定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある株式会社」が追加されました。

さらに、平成18年5月の会社法施行に伴い、農事組合法人、株式会社（公開会社でないものに限る）又は持分会社とされました。集落法人の多くは、農事組合法人であり、一部、株式会社や特例有限会社がみられます。

### (2) 事業要件

農業生産法人の行う事業は、農地法改正（平成21年12月）により、「主たる事業が農業（関連事業を含む）」であればどんな事業を併せて行ってもよいことになりました。

ただし、農事組合法人の場合には、農協法（第72条の8第1項第1号）による一定の制約があります。

直近3ヶ年の農業（関連事業を含む。）の売上高が法人全体の売上高の過半あれば、他の事業を行うことができ、事業の多角化による経営の安定発展や周年雇用による労働力の安定的な確保を図ることが可能です。

農業（関連事業を含む）	直近3ヶ年の農業（関連事業含む）の売上高が法人全体の売上高の過半
主な関連事業： ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工 イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 ウ 農業生産に必要な資材の製造 エ 農作業の受託 オ 農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供	
その他の事業	売上高の1/2未満

### (3) 構成員要件

構成員とは、農事組合法人では組合員、持分会社では社員、株式会社及び特例有限会社では株主のことです。

構成員になるには、次のいずれかに該当しなければなりません。

- ① 農地の権利を提供している個人
- ② 法人の行う農業に常時従事する者

※「常時従事者」とは、農地法施行規則第9条に規定する次の判定基準により、法人の行う農業（経理等の事務を含む）、農畜産物の加工、販売等の関連事業に従事した日数で判定します。

#### 【常時従事者の判定基準】

次の要件のいずれかに該当すること。

- ア その法人の行う農業に年間150日以上従事すること。
- イ その法人の行う農業に従事する日数が150日未満の場合は、次の算式により算出される日数（60日未満の場合は60日）以上従事すること。  
 ◆ (法人の行う農業に必要な年間総労働日数) ÷ (法人の構成員数) × (2/3)
- ウ その法人の行う農業に従事する日数が年間60日に満たないものにあっては、当該法人に農地等を提供した者であって、イの算式又は次の算式により算出される日数のどちらか大きい日数以上従事すること。  
 ◆ (法人の行う農業に必要な年間総労働日数) × ((当該構成員がその法人に提供している農地等の面積) ÷ (法人の耕作又は養畜の事業に供している農地等の面積))

- ③ 農地中間管理機構

※「農地中間管理機構」が構成員となるのは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の現物出資を行い、それに伴い付与される株式等を社員等に譲渡する場合です。

- ④ 農業協同組合、農業協同組合連合会

- ⑤ 地方公共団体

※「地方公共団体」については、農業協同組合法の規定（農協法第72条の10）により、農事組合法人の構成員にはなれません。

- ⑥ 農作業の委託を行っている個人

※ 農作業の委託を行っている個人とは、法人に「農産物を生産するために必要となる基幹的な作業の委託を行っている者」をいいます。農産物を生産するために必要となる基幹的な作業とは、水稻にあっては耕起・代かき、田植及び稻刈り・脱穀の基幹3作業、麦又は大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあっては水稻及び麦又は大豆に準じた農作業をいいます。

⑦ 法人と継続的取引関係にある者（一定の議決権制限があります）

- i. 法人から物資の供給又は役務の提供を受ける者
- ii. 法人に對し物資の供給又は役務の提供を行う者
- iii. その法人の事業の円滑化に寄与する者（特許権、実用新案権等について法人との間で契約を締結する者）

※ 「継続的取引関係を有する者」については、出資を行う法人との間で3年間（農事組合法人は5年間）以上の契約を締結することが必要です。

農業生産法人の構成員のうち、継続的取引関係者については、農業関係者が主体となつた経営を維持し、農業関係者以外の者の意思により経営が支配されることのないよう、議決権に一定の制限が課せられています。

継続的取引関係者の議決権については、農地法により、株式会社の場合は、継続的取引関係者合計で、総議決権数の1/4まで、また、持分会社の場合は、継続的取引関係者の人数が、総社員数の1/4までしか認められることとなっています（農地法第2条第3項第2号）。

ただし、平成21年12月15日に施行された農地法等の改正において、農業生産法人と連携して事業を実施することにより農業経営の改善に特に寄与する者（農商工等連携事業者等）がいる場合については、1/2未満まで出資が認められることとなりました（農地法第2条第3項第2号）。

なお、農事組合法人の場合は、農地法上の制限はありませんが、農協法により、これら継続的取引関係者（⑦ ii を除く。）は、農民とみなされる者とあわせて、総構成員数の1/3を超えることができないとされています（農協法第72条の10第3項）。

また、法人（会社法人）が認定農業者の場合は、農業経営基盤強化促進法により、出資制限の特例が認められています。なお、法人（農事組合法人）が認定農業者であっても、議決権の特例はありません（1/3を超えないこと）。

○会社法人の構成員議決権制限

農業関係者	継続的取引関係者
農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地中間管理機構、地方公共団体 農業協同組合、農業協同組合連合会 農作業委託農家	他の農業生産法人 スーパー・食品産業 産直契約する個人 農産物輸送者 など

総議決権の3/4以上

総議決権の1/4以下

構成員に農商工連携事業者等がいる場合【特例】

農業関係者	継続的取引関係者
農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地中間管理機構、地方公共団体 農業協同組合、農業協同組合連合会 農作業委託農家	農商工連携事業者等 農商工連携事業者等以外の者

総議決権の1/2以上

総議決権の1/4以下

総議決権の1/2未満

#### 農業生産法人が認定農業者の場合【特例】

農業関係者	継続的取引関係者	
農業の常時従事者、農地の権利提供者 農地中間管理機構、地方公共団体 農業協同組合、農業協同組合連合会 農作業委託農家	【農業関係者】 他の農業生産法人 など	【農業関係者以外】 スーパー・食品産業 産直契約する個人 農産物輸送者 など

#### (4) 役員における従事日数に関する要件

法人の運営に関する経営責任者となり得る役員は、株式会社では取締役、持分会社にあっては業務を執行する社員、農事組合法人にあっては理事となります。

農業生産法人の場合、常時従事者は構成員になることができますが、法人の農業（関連事業を含む）の常時従事者である構成員が役員の過半を占め、かつ、そのうちの過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事することが必要とされています。

## 【役員要件のイメージ図】

役員全体	
役員の過半	法人の農業の常時従事者である構成員
過半の過半	法人の農作業に従事する役員

なお、『農林水産省令で定める日数』とは、年間 60 日（役員における常時従事者要件を判定する上での算出日数の 1/2 を超える日数のうち最も少ない日数が 60 日未満のときはその日数）とされています。

また、『その法人の行う農業に必要な農作業』とは、耕うん・整地・播種・施肥・病害虫防除・刈取り・水の管理・給餌・敷きわらの取換え等、耕作又は養畜の事業に直接必要な作業をいいます。よって、耕作又は養畜の事業に必要な帳簿の記帳、集金等は農作業には含まれません。

ちなみに、農業生産法人の構成員となり得る『常時従事者』については、(3)の表中にある判定基準により、判定します。

### 【問い合わせ先】 各市町農業委員会